

5 介護等体験

介護等体験は、教員志願者が個人の尊厳および社会連帯の理念に関する認識を深めるために、障害者・高齢者などに対する介護・介助・交流等の体験を行う機会です。

1 介護等体験の趣旨

- 介護等体験は「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）により、小学校・中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者に義務づけられています。
- 同法では、介護等体験とは『「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」であり、『義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から』体験が義務付けられています」（第1条）と記載されています。

2 介護等体験に対する心構え

- 介護等体験は、教育職員免許状（小学校および中学校）の取得を目指す学生にとって欠かすことのできない要件となっていますが、介護等体験を受け入れる特別支援学校や社会福祉施設等の現場は、皆さんに介護等体験の諸活動を通して対人援助の実際・人権尊重や関係形成の重要性を感じてもらっただけでなく、その目的や本来的役割等について理解を深めることを求めています。
- したがって、皆さんは社会で重要な役割を担っている特別支援学校や社会福祉施設での体験において、現場を混乱させることのないよう前もって準備することが求められます。大学としては、事前指導として位置づけているガイダンスや講義出席を満たさない者、必要な書類の提出を行わない者、体験先を不安にさせないよう義務づけている麻疹抗体検査証（陽性）等を提出しない者等は、特別支援学校や社会福祉施設に派遣できないと判断します。
- なお、介護等体験を行うにあたり、下記の事項を強く意識してください。
 - ① 教員を目指す者としての十分な自覚をもって臨むこと
 - ② その日、その日の目標と目的を持ち、受身的ではなく、主体的・積極的に行動すること
 - ③ 真剣に、誠意と熱意と敬意をもって臨むこと
 - ④ 学校・施設の教職員の方々の説明をよく聞き、必ず指示に従って行動し、勝手な判断で行動しないこと
 - ⑤ マナーに十分注意すること（服装・髪型・言動・礼儀等）
 - ⑥ 挨拶やお礼を忘れないこと
 - ⑦ 行動は落ち着いて冷静に、かつ迅速に。利用者にはにこやかに優しく接すること
 - ⑧ 児童・生徒、利用者の方への接し方・言葉遣い・態度に注意すること

3 介護等体験の概要

① 対 象

教職課程を履修している2年次生。

* 教育学部乳幼児発達学科に在籍する学生ならびに取得希望の免許状が幼稚園または高等学校のみの場合は必要ありません。

* 当該学年においてSAE海外留学・研修プログラムに参加する学生、文学部英語教育学科の学生は、3年次に体験を実施します。

* 学科で定められた基準を満たせなかった場合は、3年次以降に体験を実施します。

② 体験日数

本学では法令で定められている7日間の体験について、特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間で行います。

③ 体験内容

具体的な体験内容については、受け入れ側に任されていますが、一般的には、介護・介助等の補助他、児童生徒や高齢者との交流、送迎・散歩遠足等の付き添いなどです。

④ 体験時期

8月初旬～翌年3月の期間に行います。なお、具体的な体験日は、受け入れ施設・学校、社会福祉協議会・教育委員会・他大学との兼ね合いなど、さまざまな条件を総合して調整されるものです。皆さんが体験日を指定することはできません。

⑤ 体験料等

体験料、ならびに諸経費は教職課程受講料に含まれています。